

委員会提出議案第 1 号

医療用医薬品の安定供給確保を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和6年7月5日提出

提出者 厚生常任委員会  
委員長 高島 和 男



熊本県議会議長 山口 裕 様

## 医療用医薬品の安定供給確保を求める意見書

医薬品は、国民の健康及び生命を守る重要な物資であり、その供給が途絶えてしまうことは、国民生活に重大な影響を及ぼしかねないものである。特に後発医薬品は取引数量では医薬品全体の約半数を占め、後発医薬品がある医薬品における使用数量では約8割と、国民の健康及び生命を守る医療の重要な基盤となっている。

近年、後発医薬品企業の製造管理の不備等による行政処分に端を発する一連の供給不安が広がっており、後発医薬品のみならず、多くの医療用医薬品において出荷停止、限定出荷等による影響が3年以上にわたって続いている。

医療機関や薬局では、供給不足となっている医療用医薬品と同一の効能効果を持つ他の医薬品に変更するといった対応等が行われているものの、今なお多くの医療用医薬品で供給不足が続いており、患者に不利益が生じかねない状況である。

また、物価上昇等によるコストが増加する中で、医薬品製造業者等の体力が低下し、医療用医薬品の安定供給にも支障が生じることが懸念される。

よって、国におかれては、医療用医薬品の安定供給の実現のため、下記の事項について措置されるよう強く要望する。

### 記

- 1 国民に品質が確保された医療用医薬品が安定的に供給されるよう、医薬品製造業者等の法令順守の徹底を図るとともに、医薬品製造業者等に対する支援の充実、物価上昇等の影響を踏まえた薬価制度の在り方の見直しなど、実効性のある対策を講ずること。
- 2 医療機関、薬局、卸売販売業者等の関係者が医療用医薬品の供給状況を迅速かつ容易に共有し、需給状況に適切に対応できる体制の構築に取り組むこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

熊本県議会 議長 山口 裕

衆議院議長	額賀福志郎様
参議院議長	尾辻秀久様
内閣総理大臣	岸田文雄様
財務大臣	鈴木俊一様
厚生労働大臣	武見敬三様
内閣官房長官	林芳正様
内閣府特命担当大臣 (経済財政政策)	新藤義孝様